様式第17号(第14条関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　号一般廃棄物再生利用業指定証　　住所又は所在地　　氏名　　(法人にあっては名称及び代表者の氏名)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則　第2条第2号・第2条の3第2号　の指定を受けた者であることを証する。出雲市長　　　　　　　　　　　　　　　　　指定年月日　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　指定の有効期限　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　1　事業の範囲　　(1)　業務の種別　　(2)　取り扱う一般廃棄物の種類　2　再生利用の方法　3　指定の条件　4　指定の更新、変更の状況 |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。